

国内外貨建債券取引約款

安藤証券株式会社

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下申込者という。）と当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。）をいう。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

(受渡期日)

第2条 受渡期日は申込者が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日とします。

(国内外貨建債券に関する権利の処理)

第3条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによりします。

- ① 当社に保管された国内外貨建債券の利子および償還金（記名式債券に係る利子および償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約には、この国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。
- ② 国内外貨建債券に関し新株予約権が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- ③ 転換権付社債の転換権利行使により申込者が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④ 国内外貨建債券に関し、第1号および第2号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号規定に準じて処理します。
- ⑤ 債権者集会における議決権の行使又は異議申し立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申し立てを行いません。

(諸料金等)

第4条 申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(外貨の支払い等)

第5条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則として申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第6条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が、あらかじめ定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条（1）から（4）までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

(免責事項)

第7条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手續等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害

(約款の変更)

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットその他相当の方法により周知します。

附則 第2条の改正は、国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日から施行する。

附則 この約款は令和元年6月1日より改定させていただきます。